

伊勢日記私注(五)

— 思ひかけざりし人 —

松原輝美

第九段

……(この女は、これかれ) (ず。)

これかれ、……とかく・言へど聞かで、宮仕へをのみ

(て) ……(る) (う) (け) (し) (から)

し・けるほどに、時の帝みかど 召し使ひたまひけり。よくぞまめやか

ぬ人の言を聞かざりけると、心にも、親なども(ひわたりけるう
なりけると……) (思ふ……)

ち(はらみにけり)。(さて)(皇子みこをぞうみたてまつりける)

…に、……男宮をとこ ……生まれたまひぬ……

(我が)(みづから) (とうれしと思ひ) (りし)

…親など…も、いみじう喜び…けり。仕うまつる・御息所みやすどころ

(なり) (にけり) (生みたりける男皇子をとこみこは) (の宮)

も后きさきにゐ・たまひぬ……宮を・桂かつら・といふ所

……(ひけるに)

に置きたてまつりて、みづからは后きさきの宮にさぶらふ……雨の降

る日、うちながめて、思ひやりたるを、…宮御覧じておほせら

(け)

…る。

(三) (の) (恋) (て)

三、月の内に桂の人を思ふと・や雨に涙の添ひて降るらむ。

御返し、人の思ふは

(三) ……

三、久方の中に生ひたる里なれば光をのみぞ頼むべらなる。人さ

【通解】

(藤原の仲平様、仲平様の兄君の時平様、それから、今までお名前をお明かしすることは致しませんでした、皆さまもよくご存知の道真公の、その娘に当たる源敏相様、そしてあの平貞文様) そうしたお方からの熱いお言葉にも、(主人伊勢は) 少しも係わりになることなく、(温子様専一の) お勤めに日を過して参ったのですが、(これは、まことに思いも設けませぬこと、主人は、温子様夫君の) 宇多の帝から情を受ける身となつたのでございます。

(今まで) よくもまあ、取るに足りない男たちの言うことを聞かなかつたことよ、と思つています中に、男宮様がお生まれになつたのでございます。(そのことを、主人の) 父継蔭様は殊の外にお喜びだつたように承りました。

(主人の) お仕えしております温子様もまた、お后におなりというお喜びを得られました。

(お生まれになつた) 宮様は、(まだ幼ないまゝに、西の京の) 桂の里におあずけ申し上げて、主人は(続けて) 温子様の許にお仕えでございます。(そんな日頃、) 雨がうち続きました日、(主人は) 沈むころに、(桂の若宮様の上を) 思いやつてでございます。

(それを、) 温子様をご覧になつて、(こんな風に) おおせられたのでございます。

月の中に生えると聞く桂、その桂の里に置いて来た幼ない人へ
思つて、今降る雨のその上に、そなたの皇子恋しさの涙も流れて
おいでなのですね。

温子様への主人のお答えは、

皇子の住む里は、月の中に生えている桂の、その桂の里でございますから、月の光ばかりを頼みにしているのでございます。実は、桂の里に住んでおります皇子は、お后様の御庇護ばかりに、ただもうお縫^{すが}り致しておるのでございます。

そんなお歌でございました。

【注解】

○これかれ、とかく言へど聞かで、宮仕へをのみしけるほどに、

「さまざまな男が、手を変え品を変え言い寄つて来たけれど、女はそれ一切耳を貸すことなく、温子女御への忠勤をひたすらの我が事として専念して来たのであつたが、そうした時日の中に」と言う。「これかれ」は、藤原仲平、時平兄弟、そして、菅原道真の女婿の源敏相や、また平貞文を指しているが、その中、時平だけは、早い時点で既に、伊勢にとっては、彼女に対する単なる執心の男でなくなつていたことは前述の通りである。(第五段)

この段の冒頭句は、前段末に、貞文の哀訴の歌にも切つて捨てる隻

語の「返りごとなし」とあった、その一条を受けて「これかれ、とかく言へど聞かで」と続く一類本本文が最も自然である。これに対し、「この女は、これかれ言へど聞かず」と起筆する三類本は、やや唐突であり、二類本の「かういふ人々の事をもきかで」は、表現に於いて平俗に過ぎる。ともかくも伊勢は、寛平五年（八九三年）年頭の再出仕（第四段、三類本本文の「あけて内裏参り」）の時から寛平七年（八九五年）にかけての二年余（第四・五・六・七・八段）を、自ら選んだ自立の生の方向に何の疑義を持つこともなく、温子女御の殊遇の中にいたのである。

○時の帝、召し使ひたまひけり。その心優しい温子の許で、一個の人間として自立してゆく、その生のありように自らを賭けるようにして生きて来た伊勢にとって、思いがけない事態が現前した。少くとも彼女自身は、つゆ思い設けることのなかった事態。それは、他でもない敬愛してやまぬ主人の温子の、その夫である宇多天皇の情を受けるといふ不測の事態に立ち至ったのである。それは、寛平七・八年の頃の事か。或は、第七段、また第八段の冒頭に、「また人数とも思はぬに、心ざし深き人ぞそひて言ひける」（一類本）「同じ女を言ふともなく言はずともなく年を経てよばふ男ありけり」（三類本）とある。この各一条の「そひて」「年を経て」の各句からみて、敏相、貞文との交渉を既に早く、藤原兄弟との交渉の時点に並行するものとみれば、

宇多帝の寵を受けるようになったのは、寛平六・七年の頃のこと、なるうか。

それは、『伊勢集』冒頭の物語的部分の文脈に即して言えば、寛平六年末か翌年のはじめ頃のこと、なるう。その頃と覚しき時期に、伊勢は温子の病気に逢うことになるのだが、三類本はそのところを、「宵に集りてさぶらふに」（第六段）と言う。その主人温子の病床に待する宵居の女房の一人であった伊勢に、たまたま温子を見舞った帝の寵が及んだのであろうと想像されなくもない。甚だ不穏な想像ではあるが、稿者にはそういう物の紛れもあり得たような気がするのである。（『平安文学研究・第77輯』京都・平安文学研究会・昭和62年5月刊の拙稿参照）いずれにしても、伊勢は今、宇多帝の「召人」として、その愛を受ける身となった。

片桐氏は、『源氏物語』でも葵の上や紫の上の女房でありながら光源氏の寵を受けている女性がいるが、伊勢も、宇多天皇の御息所づきの女房でありながら、宇多天皇の寵を受けたのである。現代では考えにくいことだが、当時の貴族社会では、ごく一般的なことであったのだ、と言われている。更に氏は、この「召人」とか「使ひ人」とか呼ばれる女房の立場について、阿部秋生氏の御著『源氏物語研究序説』（東大出版会）に依られながら、これを説かれて、

(1) 女の方は、男の家又はそれに準ずる家の女房である。

(2) 男女相互の愛情関係を基礎にして始まるものである。

(3) 事実上妻と同様であるが、女房であることに変わりはないから、局住居（まへ）をしている。又妻のやうに家政を支配することは勿論、妻

の如き待遇を求めることはできない。

(4) 社会的に公認されている男女関係ではない。人目を忍んでの関係であるから、けしからぬことであり、殊に北の方格の女性のゐる家庭内では、非難されてもやむをえない。

(5) 北の方格の人は、夫に、かういふ関係の生じた時、それを一々目に角たてることはよくないとされてゐた。やむをえない愛情関係として、黙認する方がいと考えられてゐたらしい。

(6) 誰が召人であるかは、家庭内の者は勿論、外部の者にも知られてゐたが、そのことにはふれないといふのが常識であつたやうである。
(『源氏物語研究序説』362頁)

このうち(5)は北の方の側の心構えであり、例えば温子が宇多天皇の皇子を生んだ伊勢に常にあたかく接してゐたのが、いかに理想的な態度であつたのかということに想い至るのだが、これを逆に言えば、妻ではない、男と女の対等な関係ではないと断じて、あえて無視しようとしてゐることもなる。召人は妻とは次元の違うものであり、嫉妬の対象にもならないという割り切り方なのである。

また(2)に「男女相互の愛情関係を基礎にして始まるものである」と

あるのと、(4)「人目を忍んでの関係であるから、けしからぬことであり」とあるのをつなぎ合わせると、例えば、伊勢の次のような歌がよく分かる。

逢ひ見てもつつむ思ひの悲しきは人間（ひと）にのみぞ音（ね）は泣かれける。

(『伊勢集』後続家集、三類本143番歌、一類本144番歌、第三句「わびしきは」、二類本も一類本に同じ)

二人の愛情を基礎にしているから「逢ひ見」るが、「人目を忍んでの関係」であるから、人目が多い時、特に北の方格の人の前では「思ひを「つつま」なければならぬ立場であり、「人間（ひと）」すなわち人の見えない間に声をあげて泣かねばならぬことがよく分かるのである。

また『古今集』恋三、676番歌にも採られている、

秋の頃、うたて人の物言ひけるに

知るといへば枕だにせで寝しものを塵ならぬ名の空に立つらむ。

(『伊勢集』後続家集、三類本5番歌、一類本154番歌、第四句「霧ならぬ名の」二類本153番歌、歌句は『古今集』や三類本に同じ)

の場合、共寝の秘密を枕に知られるといけないので枕さえしないで寝ていたのに、塵が立つなら分かるが、塵でない噂までがどうして立っているのであらうかといぶかっているのも、自邸へ通つて来た男に対する発想とするよりも、宮仕えしている邸内のこととして読んだ方がよく分かるのではないか。詞書の「うたて」という表現に、困惑し

ている彼女の様がよく表れている、と言われている。

その存在を意識もされず、また例え存在を意識されても結局は、男の従属物として無視されるしかない立場。その男に訪れられては困惑し、人目を忍ぶ逢瀬にも、愛を受ける身の喜びはなく、逢うては「人間」に歎歎するばかり。再出仕のその時から、二個の人間としての自立を夢み続けて来た伊勢にとって、そのような屈辱的と言ってもいい愛に身を委ねてゆかねばならなかったことが、悔しくない筈はなかったのではないか。しかも当の相手が、至尊の人であってみれば、伊勢の、その悔しさは言葉を越えるものがあつたであろう。

稿者は、伊勢の対源敏相との係わりを扱った第七段の、注解のその終わりに当って、敏相の愛を拒むそのことに於いてみせる伊勢の、男の目に、そして恐らくは同性の目にさえも、「酷薄」とも「驕慢」とも映るこの自立の姿勢は、彼女に於いての特殊として、遂にその生涯の生となりおおすことが出来得るのであるか、と書いた。そしてまた、第八段の対平貞文との交渉を読んだ注解を終わりながら、伊勢の、対男性に於いて見せるこの「黙殺」或は「沈黙」の行為は、実は拒絶に於いて定位する自立の姿勢と背中合わせの、男に対する、いわば情念の復讐のかたちでもあつた訳である。だがしかし、それが情念としての復讐という次元を出ないまゝには、伊勢に於ける真実の自立の生は、その真の展望を見せて来ることはないのではないか。第九段以後

に見えて来る伊勢の生のそのありようを視野に入れた時、稿者は、前第七段の「注解」の終わりの条で述べたこの言葉を、今また少なからぬ危惧の念と共に再びこゝに繰り返さざるを得ないのである、とも書いた。真実に、己と自立することの、その難かしさ、その不可能を予見させる状況への危惧が、いま現実にそのかたちを取つて来たのである。

なお、こゝのところの寛平六・七年と覚しき時点で、宇多天皇のことを「時の帝」と書くのは、史実には即しているが、(宇多の譲位は、寛平九年七月である。)『伊勢集』冒頭の物語的部分の時間の進行の上で言えば、その史実年序を違えていることは、既に第七段の「評」に於いて述べた通りである。つまり、第七段には、史実では醍醐天皇の昌泰四年(九〇一年)に当る道真配流のことを述べた記述があるのだから、その後に来る本第九段の「時の帝」は醍醐天皇であつて、宇多天皇である筈はない。史実年序の上から言えば、このあたりの記述は当然、第七段よりは前になければならぬことになるのだが、片桐氏も言われる通り、それでは話がつながらない。「ようぞけしからぬ人の言を聞かざりける」(三類本)と自分も親も思つたという次条の記述も、この第七段の道真の大臣の智の源敏相や第八段の平貞文についての話がなければ分からないからである。そういう意味で、『伊勢集』冒頭の物語的部分は史実とは異なつた、或は史実としての考証に堪え

得るのとは違った別の次元に於いて、その形象化が行われているのだと言わざるを得ないのである。このことも第七段の「評」に於いて述べたところである。

○よくぞまめやかにけると思ふに、男宮生まれたまひぬ。この条に係わつては秋山氏の紹介される木村正中氏の文章がある。即ち、「第八段の最後の一条にある『返りごとなし』の本文は直ちに『これかれ、とかく言へど聞かで』に続いて男たちの求愛をあくまで拒否し、結局宇多帝の寵愛に生きる道を見出していく伊勢の姿を描き出す。そこににじみ出ている拒絶の姿勢は、もはや拒絶せずには生きられない、女の内的経験の厳しさによって確立されたものであった。そのような平俗な愛情への拒絶があればこそ、宇多帝の高貴へのひたぶるの傾倒が生まれたというような拒絶である」と。

その伊勢の平中との関係を「平俗」と断ずる言葉には、『平中物語』の主題からみて疑義を呈しながらも、「伊勢日記」の文脈からすれば、木村氏のこの理解はいかにも正しいと秋山氏は言われる。そして、「よくぞまめやかにける」（一類本）「よく（う）ぞけしからぬ人の言を聞かざりける」（二・三類本）などの文言を読み味わうべきである。それは、宮仕えに復帰してからこのかた、伊勢が仲平をはじめ男たちの接近を退けてきたのは、この得がたい幸運にめぐりあうためであったという筆致であると言えよう、と木村氏の文章の真意を追尋される。

更に秋山氏は言葉が続けて、「あらためて、『伊勢日記』冒頭以来の過程を、私は感慨深く顧みずにはいられないのである。彼女は、王家との身内関係を強化することによって自家の勢力の伸長をはかる藤氏一門の意思によって選出され、支持されて、宮仕えの生活に押し出されたと言えよう。仲平との恋愛関係は、そうした家門の願いの線からの逸脱であると共に、それは伊勢の自我にめざめる契機ともなったが、それだけにこの恋愛の破綻による痛手は深かったし、そのことがかえって伊勢の歌人としての自立のばねとなった。父の任国大和の寺めぐりに傷心・屈辱をいやそうとつとめた伊勢が、再び温子の求めに応じて宮仕えの生活にもどった時、そこにはかつての伊勢とは別人としての彼女が存在した。この歌人伊勢は、仲平をはじめ男たちの求愛を、翻弄するかのようにして撃退しつづけたのだが、その行きつくところが帝寵をこうむる身だったのである。かつては伊勢本人の意思のいかんにかかわらない高飛車な家門の願いだったものが、いまは伊勢にとつて、そのみが自己の存在の意味を自他に認定させるものとして、皇子の母となる幸運を手に入れたのであった」とこのように、「よくぞまめやかにける」の一条の筆致の中に、至るべくして至り得た己が「幸運」を容認してゆく伊勢のころろを読んでゆかれるのである。

だが伊勢は、宇多帝の寵愛を受けることで、そして、帝との間に皇子を生じたそのことによって、自らの幸運を自他に認定させることが

果して出来たのであろうか。「他」に対してはともかく、少なくとも「自ら」に於いて、それを「得がたい幸運」と自認し得たのであろうか。それは違うのである。勿論、慧眼けいがんな秋山氏は右の如く述べながらも、その後が続けて、伊勢の主人である温子が果さねばならなかった後宮生活での役割、それは彼女の本意には染まぬ家門の繁栄のために自らの個を殺さねばならなかった悔しい役割であったが、その温子の恐らくは悔恨の生涯との相對關係に於いて、伊勢の不幸をもまた克明に説き明してゆかれるのである。秋山氏の、基経・時平二代にわたる権勢の史実を背景にされた、その的確な解明に稿者は教えられるものであるが、その伊勢の不幸は、実は他ならぬ『伊勢集』本文の本条及び次の二条の筆致のその行間に於いて既に語られているのである。

それは、一類本と、二・三類本本文とを対比することによく分かる。先ず、二・三類本本文を、前掲の三類本を左に、二類本を右にして、併べて挙げてみる。

（く）
よきようぞけしからぬ人の言を聞かざりけると、心にも、親など
おほほほほど……（君・）
も思ひわたりけるうちにはらみにけり。さて、男皇子をぞうみた

（り……）（心……）

てまつりける。我が親、みづからも、いとうれしと思ひけり。仕

うまつりし御息所も后になり給ひにけり。

次に、これも前掲の一類本は次の通りである。

よくぞまめやかなりけると思ふに、男宮生まれたまひぬ。親などもいみじう喜びけり。仕うまつる御息所も后にゐたまひぬ。

見られる通り、二・三類本に比べて一類本の行文は、極めて簡潔である。それに対して、二・三類本は、「宮仕えに復帰して以来、よくも変な男の言うことを聞かなかったことだ。そのことが帝の愛を得て皇子までも生ずと云う得がたい幸運を呼んだのだ。よくぞ仕遂げたことよ」と、「けしからぬ人の言を聞かざりける」ことも、「男皇子をぞうみたてまつりける」喜びも、親と共に、それは他ならぬ伊勢自身の存念であり、そして、歎喜であることを繰り返して、文章は重複を極めていける。対して、皇子の出生を「親などいみじう喜びけり」とだけ簡潔に書く一類本では、「よくぞまめやかなりける」と思うのは、

伊勢自身の存念と言うよりもむしろ、物語の冒頭に「なべての男はあはせじ」と思い決めていた父繼蔭の感慨とも読める筆致である。

片桐氏も言及されたように、二・三類本は、或は結果を迎えての書き方であったのかも知れない。作者に於いて、宇多帝にお仕えるのを最高の名誉とし、「伊勢の御息所」(『大和物語』『拾遺和歌集』)と呼ばれるようになったことを女の幸せの頂点としてとらえる態度で、二・三類本のこの条々は作文されたのかも知れない。

その点に於いて、一類本は、この時点に於ける伊勢の、不幸と切り切るには過ぎるかも知れないが、今こゝに迎えた境涯にあるその不安のこころを、抑制の利いた行文の中によく写し得ている。「親などいみじう喜びけり。仕うまつる御息所も後にゐたまひぬ」と言う。本来ならば自分の喜びを、そして幸せを書くべきところを、「親なども」と自分の喜びをも含意するかの如き譲歩の一句を置きながらも、その喜びを記述する筆は、他へ他へと移してゆくのである。後の一文に言うところの、温子が皇太夫人となり中宮と呼ばれるようになったのは、次段に至ってはじめてその記述が出て来る、寛平九年(八九七年)七月三日の宇多天皇譲位の後のことである。その史実年序を違えてまで、他の喜びを言って、自らのこころは秘して語らない。伊勢は、或は『伊勢集』冒頭の物語的部分の作者として稿者の想定する伊勢の侍女格の作者女房は、この時点に於いて、既に来たるべき自らの、或は主

人伊勢の、その境涯の不幸を充分に予覚しているのである。

○宮を桂かつらといふ所に置きたてまつりて、みづからは後の宮みづからにさぶらふ。次の一条と共に所生の皇子と離れて住む伊勢のながめがちな生活を叙する条である。後の贈答歌でも触れるように、『古今集』雑歌下、968番歌によれば、事実としては伊勢はこの時、皇子と共に右京の桂に住んでいたようである。その事実を違えて『伊勢集』は、この段の主題を鮮明化すべく、母子相離れて住むかたちに構成されている。その、皇子が生母と離れて養われていたという西の京桂の地は、後に道長が別業を営んだ所である。また、清原元輔や藤原経国などの山荘でも知られ、古くから多くの貴族が別業を構えた景勝の地である。そうであるなら、皇子はしかるべき所に養われているという設定ではあろうが、雨の降る日などはひとしお、うちながめらるる伊勢であった。皇子を生んだ伊勢は、その事によって、温子付の一介の女房から一躍至上の幸運の人となりおおすには、あまりに制約の多い立場であった。そのことは、前二条に於いて詳説したところである。がさりとて、宇多帝よりの殊遇が全くなかったという訳では決しない。その一・二例を秋山氏の示されるところを借りて、『伊勢集』の後続家集の中から拾ってみる。

桂にはべりしころ、院の帝のたまはせたりし、

234 あふ程と河をへだてて経る程は七夕つめに何か異なる。

御かへし、

235 たぐひなき物とは我ぞなりぬべき七夕つめも人目やはもる。

この贈答は、一・二・三類本ともに234・235番歌としておさめているが、その詞書、歌句には共に小異があり、一類本に至っては、歌の配列が反対になっているので、三者を校合して右に挙げた。

帝は、桂の里にこもる伊勢となかなか逢えぬもどかしさを、牽牛けんぎゆうが天の河を隔あまてて織女しよくじよを恋う思いに変わらぬとした。伊勢は、牽牛を慕う織女でも私のように人目を恐れたりはしますまいに、私の主上への思いは何に喻えられるものでもございませぬ、と返したのである。

関根慶子氏は「これは恋の心がかなり生々しく、伊勢の歌の『人目やはもる』なども人目を忍ぶ気持が見えるので、宇多帝の寵を得て人の口の上ようになった頃、或は憶測をたくましくすれば、皇子を生む前後、桂の自家にこもっていた頃のものかもしれない」と評された。いかにも、七夕を題材とする同時代のおびただしい恋歌を調べてみても、人目をばかるといふ発想は異例とすべきだろう。関根氏が「生々しく」と言われるのもうなずけるのであり、これはたんに折節に付けて趣向を競った風流としてのみかたづけられることはできない。

亭子の帝物へおはしましけるついでに、桂なる家の花などへ

御らんじて帰らせ給ひにけり。その花につけさせ給へりける、

252 梅の花香だに残らずなりにけり困ひてだにや惜しまざりつる。

御返し、

253 春霞立ちながら見し花なれどふみとめてける跡ぞうれしき。

この贈答も、一・二・三類本ともに詞書、歌句に小異を残しているので、三者を校合して挙げた。なお、一類本では、250・251番歌としておさめている。

「梅の花が香さえ残さずに散り過ぎてしまった。なぜ、せめて困いなりとして散るのを惜しまなかったのか」と言う帝の挑みに伊勢は、「梅も散り今は春霞の立つ季節、かたみも残さぬ片枝をほんの寸時ご覧になられただけですのに、それでもこゝにお立ち寄りになり、お歌を賜りましたこと、何とも嬉しいことでございます」とお返し申し上げた。

それにしても、西の京のはずれ桂の里なる伊勢の家に、「物へおはしましける序で」とは言え、わざわざ帝の臨幸があったというのは、異例のことである。それは、帝が在位中の時期ではなく、進退の自由な退位後のこと、想定する方が適當ではあるが、帝は退位の後も、

男女の仲らいとしてではなく、伊勢の歌才を愛されること並々ならぬものがあつたことが伺われるのである。帝よりの殊遇を語る前の例は、男女の仲らいに於けるそれであり、後の例は、伊勢の歌才を愛でてのそれと、その殊遇のありようは様々である。

がしかし、稿者はやはり、叙述を以前に返して、伊勢が所詮は、至上の幸運の人となりおおすことの不可能に筆をとどめざるを得ない。

『大和物語』冒頭段は次のような話をのせる。

亭子の帝、いまはおりあさせたまひなむとするころ、弘徽殿の

壁に、伊勢の御の書きつけける、

わかるれどあひも惜しまぬもしきを見ざらむことのなにか

悲しき

とありければ、帝、御覧じて、そのかたはらに書きつけさせたまうける、

身ひとつにあらぬばかりをおしなべてゆきめぐりてもなごか

見ざらむ

となむありける。

これは、『伊勢集』の後続家集の中にも、「白露の」の一首を「わかるれど」の歌の前に加えて、一・二・三類本ともに238・239・240番歌とし

ておさめているものである。ただし、「わかるれど」の歌の第二句は「あひも思はぬ」また、「身ひとつに」の歌の第四句は「ゆきかへりても」とある。

伊勢の「別るれど」の歌は、私はこゝを別れていくのですが、いっこう名残りを惜しんでもくれないこの無心の宮中を、これから見なくなるということが、どうしてこんなに悲しく思われるのでしょうか、の意。それを、帝がご覧になって、その傍にお書きつけになった歌は、帝は、私一人に限ったことではないのだから、私と同じように思っていて、これからの帝に、次々に仕えれば、どうして宮中を見ることが出来ないということがあろうか、の意。（小学館『日本古典文学全集』高橋正治氏訳）

柿本奨氏の『大和物語の注釈と研究』は、「別るれど」の歌について、「彼女の心を占める帝の存在は大きいが、帝の心を占める伊勢の存在は小さい。そのギャップを伊勢は悲しみをこめて『あひも惜しまぬ』と言う。一首は宮中を去る名残惜しさに帝と別れる悲しみをそっと忍ばす」と注され、また「身ひとつに」の歌については、「一首は、伊勢の思いつめた気持をほぐそうとするいたわりである。心をかけないではないが、伊勢を女房として扱っている」と述べておられる、とそのように柿本氏の注解を引かれる秋山氏は、いったい、伊勢が弘徽殿の壁に歌を書きつけたというのも、そのようなかたちでしか宇多への

思いを訴えるすべがなかったということだろう。御代がわりという公の大事の当事者である帝からすれば、伊勢はあまりに遠く隔たった存在であり、伊勢の心はともかく、たまたま帝のお手がついた女房という程度にすぎなかったというべきなのだろうか。もとより多くの后妃に圍繞いりまわされた宇多にとっては、伊勢が皇子を生んだ女性であるからといって、一對一の男女関係ではまったくありうるはずもないのだといえよう、と結論されるのである。その宇多との所生になる皇子を桂の里に置いて、伊勢の愁心は、一日を降り続く雨とともにいよいよ深いのである。

○「月の内に桂の人を思ふとや」と「久方の中に生おひたる里なれば」の贈答。 贈歌の温子の歌の初句「月の内に」は、二・三類本に次句の「桂」の枕詞として「月の内の」と作るのに従うべきである。月の内に桂が自生するというのは中国の故事ではあるが、当時既に、日本の故事なりおおせていた。例えば、『古今和歌集』秋歌上・194番歌に、壬生忠峯の歌としてあげる、

久方の月の桂も秋はなほもみぢすればやてりまさるらむ。

というのがあり、その『古今和歌集』の撰集にあたった貫之の『土佐日記』の中にも、

水底の月の上より漕ぐ舟の棹にさはるは桂なるらし。

という歌が見える。そのように親近した故事であれば、「月の内の」

は容易に「桂」の枕詞になり得たであろう。

月の内に生えるという桂、その桂の里に置いて来た幼ない人を思うゆえに、今降る雨に加えて、そなたの皇子恋しさの涙も流れるのでしようか、と雨にかこち顔なる伊勢を慰めて温子は言う。それに対して伊勢は、幼ない人の住む里は、月の中に生育している桂の、その桂の里でございますから、月の光ばかりを頼みにしているのでございます、と言うその裏に、桂の里に住む皇子は、ひたすら後の御庇護におすがりしているのでございます、という意をも持たせて答えている。「久方の」は、日・月など天象にかゝる枕詞。こゝは「中」に続いている例のない用法であるが、その「中」は「月の中」の意ゆえ、これで「月そのもの」の意に用いたと取るべきだろう。口唱の上に立った枕詞が記述の上に用いられているのであるから、今は記述の上のものとして、その含むところを暗示し得れば許せるものとすれば、こうした用い方も成り立ち得るのである。省かれた「月」は、天皇を「日」に喩えるのに対して、中宮に喩えたもので、(窪田空穂『古今和歌集評釈・下』)従って、第四句の「光」は月の光と同時に、中宮の御庇護、或はお恵みの光を言っていることになる。

ところで、こゝの23番歌の伊勢の返歌は、『古今和歌集』雑歌下の

968番歌に、

桂に侍りける時に、七条の中宮のとはせたまへりける御返

事にたてまつれりける、

伊勢

968 久方のなかにおひたるさとなればひかりをのみぞたのむべからなる。

として採られている。そして、22番歌の温子の贈歌は『新拾遺和歌集』
雑歌上の1635番歌に、

伊勢が桂に住み侍りける比、雨のふりける日つかはしける、

七条后

1635 月のうちのかつらの人を思ふとて雨に涙のそひてふるらむ。

として見えている。

これで見ると、伊勢は当時、『伊勢集』の語るように「宮を桂といふ所に置きたてまつりて、みづからは後の宮にさぶらふ」ていたのではなく、当の皇子と共に桂の里にいたのではないか、という考えも出て来るのである。特に『古今集』も所収する伊勢の「久方の」の歌については、『古今和歌集』1000番歌の詞書に、

うためしけるときに、奉るとて、よみておくに書きつけて

奉りける、

伊勢

1000 山川の首にのみきく百敷を身をはやながら見るよしもがな。

とあるのや、また『伊勢集』の32番歌（三類本は31番歌、二類本はこれを落している）にあげる同じ「山川の」の歌に、

歌召す奥に書いてまるらす（一・三類本）

とあるところから、伊勢は、『古今和歌集』の撰集のために自分の歌を撰んで提出していることが分かるので、その自撰歌集の中に、この歌も入っていたとすれば、この方が、つまり、伊勢は皇子と共に桂にいたのだということの方が、事実を伝えていることになるかのようなある。

また、『新拾遺和歌集』にみえる温子の「月の内の」の歌について言えば、これを『伊勢集』の作者の創作とみる考えもあるが、やはり事実として、伊勢は桂の里に皇子と共にいた。その伊勢のもとに温子から贈られて来たものが、伊勢の手許に歌反故として残されていたのだ、と考えることも可能である。つまり、伊勢と皇子は共に桂の里にいた。そういう事実を違えて『伊勢集』の方は、皇子を産んでも相変わらず真摯な姿勢で後の宮の傍らに仕える伊勢の姿と、それを優しく見守る七条の後の姿に焦点をあてて描きたかったのであろう。この段の主題は、伊勢が宇多天皇の皇子を生んだこと、そして宇多天皇の正妃である温子皇后に変わることなく近侍し、皇后のやさしい心づかいに感

激している伊勢の姿を描くことだったのである、と片桐氏は言われる。

と同時に氏は、『伊勢集』は常に主従の関係を維持し、後の宮の庇護があつてこそ自分があるという立場を全く崩そうとしなかった——主従関係を離れば共に宇多天皇の寵を受けた女として、いわば対等にとらえられてしまうのを避けた模範的なききれいごととに過ぎる描き方で伊勢をとらえている」とも批判されている。

しかしこの一段にみえるものは、そうした主従の、悪くすれば絵空事ともなりかねないきれいごととに過ぎたうるわしい交情を描いたものというよりも、召人としての悲境に泣く伊勢の衷情ばかりを写したもののように、稿者には思われるのである。前掲の『古今和歌集』968

番歌の詞書にしても、「桂に侍りける時に、七条の中宮のとはせたまへりける・・・」とだけであつて、伊勢が皇子と共にそこに在ったとは書いてない。皇子のことは少しも出て来ないのである。そうみれば、

前述の伊勢は皇子と共に桂にいたのではないか、という事実の可能性は否定されて来る訳なのだが、それはそれとして、少なくとも、『古今集』968番歌の詞書は、これを虚心に読む限り、伊勢は、何らかの事に当つて、桂にいた。それは男女関係の不始末か、或は女房間にあり

勝ちの中傷を受けてか、いずれにしても、宮仕え所を暫らく離れていなければならぬような事態に遭遇して、桂の里邸にいた。それを温子が慰問をされた。その温子の厚情を謝しての、この歌は伊勢の挨拶

の歌と読める。

一首は、この私の今逼塞ひっさくしています里は、月の中に生育している桂の、その桂の里ですから、月の光ばかりを頼みにしているのでございます、という裏に、私は中宮様にお仕えする身でございますから、中宮様のご庇護ばかりを頼みにしているのでございます、と言っているのである。そういう『古今集』の歌の、それが先ずあつた。それをデフォルメして、『伊勢集』冒頭の物語的部分は、

よくぞまめやかなりけると思ふに、男宮生まれたまひぬ。親な
どもいみじう喜びけり。仕うまつる御息所も後にあたまひぬ。

(一類本)

と前述の如く、本来ならば、自らの喜びや幸せを書くべきはずの筆を、他へ他へと移して自らのその心は秘して語らない。その文脈の上に、

宮を桂といふ所に置きたてまつりて、みづからは後の宮にさぶら

ふ。

という伊勢の悲境を設定する。そして、その終わりに据えた「久方の」の歌を、伊勢が自らの庇護を温子に頼むその歌意を転じて、幸せ薄い

己が子の庇護を願う温子への哀訴の歌として虚構してゆくのである。

また同時前掲の『新拾遺和歌集』1635番歌にしても、伊勢が、皇子と共に桂にいたのを温子が見舞ったものとみるには、「伊勢が桂に住み侍りける比、雨のふりける日つかはしける」という詞書の断わりと、詠歌の「月のうちのかつらの人（皇子の行く末）を（伊勢のそなたが）思ふとて」という歌意とは、その文脈に於いて齟齬するのである。

「雨のふりける日つかはしける」温子の歌の上の句「月のうちのかつらの人を思ふとて」に導かれる一首は、伊勢が桂の里で共に住む幼ない人の行来を思うて、その危惧に泣くのを温子が思いやったというのではない。そうではなくこれは、詠者自身の温子が、桂の里邸にある頼みどころの伊勢の上を思って涙している自らの、語るに人のない侘しさを、客観の叙法をもって託った詠なのである。そうみてはじめて、詞書の断わりと歌の趣旨はうち合うのである。

それを、『伊勢集』冒頭の物語的部分は、伊勢が皇子と共に桂にいたかも知れぬという、その事実の可能性を拒否すると同時に、伊勢の桂の里邸滞在の蓋然性をも否定する。そして、その事と係わって先の設定に続けて、「雨の降る日」に「うちながめて」ある人を温子から伊勢に転換する。そのことで、温子の温情は温情として、皇子まで生しながらも、その幼ない人と別れて、自らは一介の女房として、温子の許にあらねばならぬ、到底一人の妃としては扱われ得ない伊勢の、

その「召人」としての悲境を描こうとしたのではないか。

『伊勢集』の作者女房は、かかる虚構に於いてなお、主人伊勢の悲しみを語らざるを得なかった。伊勢に於ける真実の自立の生は、容易には、その展望を見せて来ないのである。

第十段

(る)

かくて、帝おり・させたまひて二年といふに、御髪おろさせた

(王)

(み・)

(うて)

(ぞ)

まひて、仁和寺といふところに住ませたまふ・、時々、后の宮に

(は) (ける) (後の) (も) (仕うまつる) (人も) (限りな

・おはしまし通はせたまふ。・宮。・世に知

う・) (み・) (帝)

らず悲しと見たてまつる。もと住まひたまひし所に、宮おはしま

(とき) (仕まつり) (出で)

して、御こと聞こしめす。さぶらひし君達など召し集めて、御下

(ふ・・・)(后の宮の) (詠みていただいたまへり)

したまはずに、御方より御方より

(三)

二四、言の葉に絶えせぬ露は置くらむや昔おぼゆる円居したれば。

御返し、

(二四)

二五、海とのみ円居の中はなりぬめりそながらあらぬ君が見ゆれば。

となむ。

【通解】

(主人伊勢が、) そのような(寂しい)月日を過しておりますうちに、(思いもかけず、) 宇多の帝は帝位を退かれたのでございます。

(それから) 二年目、(三十路を僅か過ぎたばかりで、このたびは) 出家剃髪ということで、仁和寺という所に住まわれるようになりました。(その後、帝は) お後の温子様のいらっしやる朱雀院には、時々通うていらしてございました。

(そのような帝のことを) 温子様は、たいそう悲しいことに拝されておいででした。以前にはお二人の常のお部屋でありました(朱雀院の) 一部屋に帝はおはいりになって、御精進をお召しあがりになるのでございます。

(そんな折には、帝が有髪の頃、親しく) お仕えていました君達の皆様方をお呼び集めになって、お下がりをくださいます。(その時のこと) ございました(うか) 温子様のお部屋の方から(皆様のところに、次のような歌を詠んで届けておいでございました。)

お話の言葉の一つ一つに、きっと涙の露が置いていることごとく
ぞいましょう。今となつては還ることのない、そのかみの団樂を
思わせる円居に時を過しておいでですと

(温子様のお歌には、主人伊勢が) お答え致しまして、

円居の中は露ではなく、悲しみが海のように涙を溢れさせてお

ります。昔に交らぬ帝でありながら、昔のまゝではあらぬお姿を拝しておりますと……。

と詠んで（お届け致したそうにございます。）

【注解】

○かくて、帝みかどおりさせたまひて二年といふに、御髪みかどおろさせたまひて、仁和寺といふところに住ませたまふ。主人の温子にも遂に恵まれることのなかった「男宮」をまで宇多帝との間に生しなからも、所詮しよせんは「召人」の身であつてみれば、それは逃るべくもない寂寥しやくりやうの、その伊勢の境涯を語るのに稿者は前段のそのすべてを費やして来たのであるが、宇多の寵の及んだ時期を前述の通り寛平六・七年の交のこととすれば、その寂寥の期間は二年と半歳にわたることになる。寛平九年（八九七年）七月三日、宇多天皇はその玉座を藤原高藤たかふぢの女胤いんし子の所生になる第一皇子敦仁親王あつぎみ（第60代醍醐天皇）に譲られたのである。続いて二年後の昌泰二年（八九九年）十月二十四日、上皇は東寺で灌頂を受け、僧都益信やくしんによって落飾された。更に『日本紀略』は、十一月二十四日法皇東大寺で受戒の記事を載せる。盛年31歳で退位、法体となられていく宇多を、その寵を受け身の伊勢はどんな思いで見ていることか。『伊勢集』昌頭の物語的部分は、「かくて、帝みかどおりさせたまひて二年といふに、御髪みかどおろ

させたまひて、」と、ただ卒然、史実のままに語るばかりである。ただ直ぐ後の、三類本の「仁王寺」は「仁和寺」の誤写と断定出来るが、一・二・三類本が共に言う「仁和寺云々」は、『日本紀略』昌泰二年十月二十四日の条の記事に依つたのかも知れないが、次条に説く如く、法皇となつた宇多が仁和寺を常の住居とされるにはしばらく時間があつたようである。

○時々、後の宮におはしまし通はせたまふ。法体となられた宇多が時々足を運ばれた「後の宮」を、片桐氏は亭子院だと言われる。すなわち、後の宮温子は七条の后と呼ばれているように、「七条坊門の北、西洞院西二町」（『拾芥抄』）にあつた亭子院に住んでおられた。法皇は、そこへ時々やつて来て食事をされたのである、と言われる。が温子が東七条宮すなわち亭子院に住まわれるようになるのは、宇多落飾の五年後、延喜三年（九〇三年）になつてのことである。後の条にもある「もと住まひたまひし所に、帝おはしまして」とあるのは、秋山氏の言われるように、帝は讓位の翌年の寛平十年（八九八年）の初夏の候から暫らくの間を温子と同居しておられた。その宮殿内の、かつて帝が常に起居されていた、その部屋に今、帝が足を運ばれるということであろうから、この「後の宮」は、宇多と温子が暫らく同居しておられた「朱雀院」のことである。

これについては、退位以後の上皇の所在を史料に照らして克明に追跡された自崎徳衛氏の論（「宇多上皇の院と国政」『延喜天曆時代の研究』所収）を秋山氏が紹介されている。それによると、天皇は寛平九年（八九七年）七月三日の退位後まず弘徽殿に遷御、『日本紀略』寛平九年七月三日条。これで見ると弘徽殿は温子の下の直廬であったことが分かる。慣例から言えば、後宮第一の後妃は、常

寧殿を局とするのであるが、宇多天皇の治政には常寧殿は母後の班子女王の御所となっていた。常寧殿について格式のあるのは清涼殿に近い弘徽殿であり、それは陽成天皇の御在所となっていたこともあった。従って后妃としては最右翼の温子が、弘徽殿を直廬としていたとしても怪しむに足りない。―（角田文衛氏『王朝文化の諸相』

「平安内裏における常御殿と上の御局」）―天皇は退位後、翌月九日までの一カ月余を、こゝ温子の直廬であった弘徽殿で過ごされたのである。温子はやはり、宇多天皇の後宮の第一の人であった訳である。

稿者注）八月九日に母班子皇太后とともに東院（あるいは洞院）に移り、翌寛平十年（四月二十六日より昌泰元年となる。稿者注）（八九八年）の二月十七日に、数年来修築工事の行われていた朱雀院に移転した。四月二十五日には、天皇の讓位直後内裏を出て東五条堀川院に移っていた中宮温子が、この朱雀院に同居することになる。上皇は翌年昌泰二年（八九九年）十月に落飾し、延喜三年（九〇三年）頃に

は仁和寺御室に住んでいた。その頃仏道修行に熱心だった上皇は全く女色を遠ざけており、延喜三年に温子が朱雀院を出て東七条宮すなわち亭子院に移ったのも、上皇が御室に入る前提であったと考えられる。上皇が亭子院に入るのは、温子の薨去した延喜七年（九〇七年）以後のことである。

以上が目崎氏の御論の概要であるが、こゝに考証されている年次や場所は、後の条の温子と伊勢の贈答を同じことばであげている、『後撰和歌集』所収の贈答歌の詞書の詞章に於けるそれと符号するようである。その贈答は、巻第十五・雑歌一の1097と1098番歌で、その詞書というのは、

法皇はじめて御ぐしおろしたまひて山ぶみし給ふあひだ、きさきををはじめたてまつりて女御更衣猶ひとつ院にさぶらひ給ひける。三年といふになんみかどかへりおはしましたりける。むかしのごとおなじ所にておほむおろしたまうけるついでに、

というものであり、続いて七条の後の「言の葉に絶えせぬ露は」の贈歌があり、これに伊勢が「海とのみ円居まどゐの中は」と返している。その詞書に、法皇の「山ぶみし給ふあひだ、后をはじめ云々」とある「ひとつ院」は、かつて上皇と温子の同居した「朱雀院」を言い、「三年

といふになん帝婦りおはしましたりける。昔のごと同じ所にて御下しおはむちろたまうける」とあるのは、やがて上皇が仁和寺御室に定住し、それに直前して温子が亭子院に移ることになるその前、年余の朱雀院での「田居のさま」を言ったものと思われる。その意味でも、前条の法皇が落飾と同時に「仁和寺といふところに住ませたまふ」とあるのは、『伊勢集』作者の錯誤と言うべく、『後撰和歌集』の方を正しいとみるべきであろう。

○宮、世に知らず悲しと見たてまつる。 前述の如く、宇多天皇は寛平九年（八九七年）、第一皇子敦仁親王あつきみに讓位されて帝位を退かれたのであったが、それに先立つて天皇の画策された、寛平五年（八九三年）の敦仁親王立太子の事は、史家に依れば、宇多を明確な親撰閣家的立場に立たせる際立った一事であったと言う。賜姓源氏源定省——宇多天皇の父光孝天皇は、元慶八年（八八四年）四月、在藩時に生まれ、源氏源定省（宇多天皇）もその一人であった——から登位した宇多天皇にとって、最も厄介で恐しく煩わしい存在は、その出自を自分と同じくする皇親や賜姓源氏であった。彼らは宇多自らが前例を作ったと同じように、みな夫々に一世源氏なら皇位に即けるといふ意識を持っていた。彼ら皇親や賜姓源氏、すなわち有力な王氏から出た執政たちは、それぞれが皇位継承の有資格者である。宇多治世十一年のうちで概算しても、

その皇親は仁明天皇の同母弟の三品秀良親王を最長老において18人、そして、太政官を構成する賜姓源氏の執政は源融ら6人の多くを数えていた。つまり、当時の宇多天皇にはどうしても撰閣家との連繫を強くして、これらの皇親や有力な王氏にとり囲まれている自分の地位を守り固める必要があったのである。さればこそ、その母親の出自に於いて敦仁親王よりも優位にあった第三皇子の齊世親王（親王の生母の女御、橘義子は宇多天皇の信任が極めて篤く早くから右大弁、文章博士に任じられ、光孝、宇多両天皇の侍読をつとめ、学者文人として名声高かった贈従三位中納言橘広相の娘であって、その社会的地位は敦仁親王の生母藤原胤子よりも優っていた）をさしおいても、たとえ庶腹の出であっても、冬嗣の子である良門の孫胤子の所生になる敦仁親王を立てて撰閣家との連繫を図ったのであった。時に、胤子の父である藤原高藤は、敦仁立太子の寛平五年四月二日（『日本紀略』）という時点に於いて、正五位上、兵部大輔に過ぎなかった。

天皇のこの画策に対して、皇親や有力な王氏の人々は、皇親系の皇子がいけない以上、第一皇子である敦仁親王の立太子に正面切って反対はしなかったにしても、これを契機として藤原氏の側に立った宇多天皇に対する不満を深めたことであろう。宇多天皇が経験された皇親や王氏の執政たちの厭がらせや面従腹背がどのようなものであったかは具体的ではない。しかし、寛平七年（八九五年）頃に至って天皇が余

りの煩わしさから位を退き、文芸や仏道に専念したいと希望されたことは事実である。『寛平御遺誡』には、

又東宮初立後、未經二年（寛平七年の初め）、

朕有讓位之意。朕以此意密々語菅原朝臣。

而菅原朝臣申云、如是大自事有天時、不可忽、

不可早、云々。

と記され、天皇の鬱積した心境を伝えているのである。（角田文衛氏

「敦仁親王の立太子」『王朝の明暗』所収）

角田氏がその事実として指摘された、宇多が皇親や王氏の執政たちとの係わりに於ける余りの煩わしさから位を退き、文芸や仏道に専念したいと希望されたというその事について、秋山氏は、前掲自崎論文を次のように引用されている。「上皇にあっては現世的快樂を断絶して密教の修行三昧さんまいに入ることと、頭陀ずだ法要に名を借りて豪奢ごうしゃな遊幸宴飲にふけることは、全く矛盾しなかったのである。しかも基経の薨じた寛平三年頃から讓位直後頃までは後者が、昌泰二年の出家受戒から延喜初年にかけては前者が、延喜十年代以降はまた後者が、といった風に両者の主調はしばしばやや気まぐれに交替する。貴族仏教といわれる国風文化は、このように複雑な上皇の個性によってそれぞれ画期的発展に導かれたのであるが、いずれにしてもそれは一種の宮廷主義・文化主義であって、質実な律令体制維持方針とは異質なものであつた。

た。もとより律令体制はそうした天皇の個性を抑制する機能を備えた官僚機構であったが、その久しい弛緩傾向に加えて宇多上皇の強烈な宮廷主義、文化主義的意欲が、上皇の行動を体制の枠からはみ出させた。讓位も結局はこの意欲を貫徹しようとするための挙であり、讓位後の行動もこの意欲によって律令体制崩壊を促進するものとなったのである」

讓位後の宇多上皇が、いわば家父長的な存在として国政を遠隔操作しようする意図を有し、当初その実は保たれたとはいえ、しかしながら右の自崎氏によって説明されたような上皇が、しだいに時平らの藤原体制の路線から疎外されてくることは、その腹心菅原道真が延喜元年（九〇一年）大宰權帥ださいごんすゑに左遷されたという一事によっても明証されるところである。

中宮温子の目に、そのような宇多帝がどう映ったか。醍醐天皇に帝位を讓った宇多の主観がどうであろうと、すでに盛りの御世みよを遷らぬ過去に見送ったこの遜位おひ（帝位をゆずること）の帝の姿は、いっぽう今は基経の権力意思を背に負う重任から解かれた（基経は寛平三年（八九一年）に歿）温子の心に、あわれ深く受けとめられたのではなからうか、と秋山氏は述懐されている。

二類本はこの条を「後の宮世になくかなしとおぼす。仕うまつりし人もいみじう悲しと見奉りし」と作り、三類本もまた、「後の宮も、

間への悲しみの転移が、こゝにはある。温子の「昔おぼゆる円居」を傍観せざるを得ぬ、そこに経過した時間の経緯の中で、自らの意志とは係わりなく加害者の一員となってゆかざるを得なかった温子の、その悲しみに対する伊勢の労わりが、こゝにはある。それは、片桐氏の言われる「伊勢にのみ焦点をあてた書き方」ではなく、主従が共にその悲しみを分け合い労わり合う態の贈答なのである。

【評】

再び、温子と伊勢の贈答について。

（この項の叙述に於いては、その多くを、角田論文（『王朝の明暗』所収）及び、目崎論文（『王朝のみやび』所収）より援用させて頂いた。）「注解」の項で述べた如く、寛平五年（八九三年）四月の敦仁親王立太子の事は、宇多を明確な親撰関家的立場に立たせる際立った一事であった。光孝天皇の第七皇子であった源定省（宇多天皇・母は班子女王）は殊に父光孝から愛されていた。光孝は、即位（元慶八年・八八四年）の直後、二十九人の男女に源姓を与え、左京一条に戸を構えさせた。これは直接には嵯峨天皇以来の例にならって、「国の用を節し、民の労を省く」ためとされたが、自らの皇子子女を一人残らず臣籍に下したのは、自分の子孫に皇位を継がせる意志を放棄したこと

なる。柵たなほ丹式幸運で皇位についた天皇にとって、それは慎重な人心への配慮であったろう。しかし、人の親の情はおのずから別である。

特に天皇は第七皇子源定省さだみの人柄を愛して、在位四年の間に、その愛する定省を皇太子に立てたいと願うようになり、その願いをひそかに基経に洩らすに至った。臣籍に一旦下した詔を撤回することは問題だから、基経はこれに難色を示した。だが、即位三年半にして光孝天皇が死病にかかり、今はの際になった時、基経はついに情に負けて承知した。

『政事要略』仁和三年（八八七年）八月二十六日の条によれば、老天皇は右手に基経の手を握り、左手で定省すなわち宇多天皇の頭を撫で、「父子の親、魚水の契」を求め、立太子の礼を挙げるとともに崩じた、とある。

こうして登位した宇多ではあったが、かつて光孝の第七皇子であり、一旦は賜姓源氏でもあったと言う、それだけに自分と同等の皇位継承の有資格者である多くの皇親や、現実に執政の任に当たっている賜姓源氏の大政官らに囲まれて、その帝位を維持することは容易ではなかった。その至難な帝の地位を守るためにも、撰関家との連繫を強めることは宇多にとっては必須の課題であった。このことも【注解】の項で述べた通りである。

寛平五年（八九三年）の敦仁親王立太子の事に触れた『寛平御遺誠』には、

加以朕前年立東宮之日、只与菅原朝臣一人論定此事。女知尚侍居之。其時無共相議者一人。

と記述されている。こゝに「立東宮之日」とあるのは、宇多が連繫を必須とした、その摂関家を代表する藤原氏とのつながりを強くするために、冬嗣の曾孫胤子の所生になり、故関白藤原基経の嫡子時平も支援するところの敦仁親王（醍醐天皇）に帝位を譲られることになる、それに当って、その五年の前年の寛平五年に「そなたを東宮つまり皇太子に立てた時には」と書き残したものである。その『遺誠』によれば、この一大事の画策に当って、宇多が相談をかけられたのは道真只一人であったという。寛平五年当時、道真は参議になったばかりであり、かれの上には、左大臣源融、右大臣藤原良世、大納言源能有、同源光、中納言藤原時平以下多くの参議がいた。その時、基経の妹で宇多の養母でもある淑子が同席していた（右の『遺誠』の中の割注「女知尚侍居之」を、史家はそう解している。）にしても、それら多数の上級官吏の誰にも相談せず、道真只一人が宇多の相談を受けたというのは確かに異常である。

このことについての角田文衛氏の推断は次のようである。

基経は宇多にとって恐い存在ではあったけれども、特に晩年の彼は、宇多の最も頼もしい後楯でもあった。また、天皇にとって岳父である

参議の橘広相は、宇多が「朕の博士」と日記の中で呼ぶ程に信頼していた無類の謀臣であり、また、道真が『奉昭宣公書』の中で評している通り、「誠を尽さざることなき」宇多のこの上もない忠実な近臣であった。しかしこの広相は、寛平二年（八九〇年）の五月に54歳で卒し、引き続いて、翌寛平三年（八九一年）正月には基経も56歳の分別盛りで薨逝した。頼みとする輔弼を相次いで喪って孤立した宇多が、藤原保則や道真の起用を発意されたのは当然なことであった。保則は、讃岐守として道真の先任者であったが、守としての彼の積善は有名で訴訟好きで事を好んだ讃岐の庶民も、保則の前では周の西伯（文王の父）の民のように譲り合い、平和な国になったと言う。けれども、保則の方は『静黙を楽しみ、劇務を好まざる』（三善清行『藤原保則伝』）性格であって、寛平三年四月、左大弁に拔擢され、翌寛平四年四月には参議に補されたにもかかわらず、宇多の期待に応えようとはしなかった。ここに至って宇多の心は決定的に道真の方に傾斜してゆかれたのである。

その宇多が、敦仁親王立太子の一大事に道真を参画させたのには、道真が摂関家と相許した仲にあったことが最大の理由であったとも言える。道真の『奉昭宣公書』は、「阿衡の紛議」に際して、彼が堂々と橘広相を弁護し、かつ恐れ気もなく基経を諫めた直言の書である。かような文書を基経に呈上出来たのは、彼が基経と甚だ良好な関

係にあったためである。道真が、良房や基経を初めとして氏宗（尚侍淑子の夫）、淑子、高藤（敦仁親王の母胤子の父）などと親しく、彼らの表状や願文を代作していたことは『菅家文章』から窺われるところである。要するに、寛平初年の頃の道真は、その圭角の多い性格にもかかわらず、特別な政敵もなく、宇多を輔弼する上では好都合な立場にあったのである。

ともかくにも、敦仁親王立太子の事は宇多の目算通り運んだのであった。

天皇のこの画策に対して、皇親や有力な王氏の人々は、これを契機として藤原氏の側に立った宇多に対する不満を深めたことであろう。

『寛平御遺誡』は、彼らの面従腹背の陰險な仕打ちに会って鬱積する宇多の心境を語っている。そのことも既に「注解」に於いて、述べた通りである。

寛平九年（八九七年）の七月三日、皇太子敦仁親王が元服の儀を済まされると、宇多は直ちに太子に位を譲られた。この時、宇多が新帝醍醐に与えた『寛平御遺誡』は、巢なる道徳的訓戒ではなく法律的規制であって、強く新しい朝廷を拘束した。その中で宇多は、前年醍醐を皇太子に立てた時も、今の譲位の事も、すべて道真一人に相談したという内幕を明かし、道真はまことに鴻儒であり、又政治を深く知り、自分は常に諫言を受けた。彼は「朕の忠臣にあらず新君の功臣」であ

るぞよと、十三歳の天皇に告げている。それはまだしもだが、宇多は譲位の詔で、新帝への奏請も新帝の宣行もすべて時平と道真の輔導によれと命令した。この命令は葉が利きすぎた。疎外をうらんだ他の公卿はそろって政務をボイコットしてしまったので、道真はやむを得ず上皇に訴えて公卿たちの疑いを解き、からくも政治を常態に復した。これは、若くはあっても撰閥家を代表する時平に対してではなく、儒家の出でありながら権大納言にまで昇進した道真と、彼を不当に偏重する宇多に対する、源光を筆頭とする執政たちの抵抗とみなされる。要するに、道真は、醍醐朝廷に送りこまれた宇多上皇の代官であって、そのために反感を買って孤立したのであった。

上皇と天皇との対立による破局は奈良時代にも、平安初期にもその前例をみる事が出来るが、その破局を未然に防ぎ機先を制したのが時平であった。

道真の筑紫左降に当って、その罪として醍醐天皇の詔に示されたのは、「天皇廢立」を企てたという事であった。これについては、上皇と道真の側に何の企てもなかったとは言いつれないところがある。配流の半年後に、後年雷死する藤原清貫が宇佐八幡宮に使した序でに、道真の状況を視察して復命した。その時、道真の清貫に語った言葉が『扶桑略記』にみえる。いわく、「みづから謀る所無し、ただし善朝臣（上皇の腹臣であった源善）の誘引を免る能はず、又仁和寺（宇多

上皇おんこう）の御言おんことに、しばしば承和じょうわの故事——承和九年（八四二年）嵯峨上皇崩御の際に起った陰謀事件で、皇太子恒貞親王が廢され、藤原良房を外戚とする道康親王（文徳天皇）が立てられた故事——を奉うけたまわるこ
とありしのみ」と。これは、醍醐天皇の日記『延喜御記』に、天皇み
ずからの筆で記された情報だから、確度は高いが、ここで道真は苦し
い弁解をしている。悪いのは上皇と善で、自分は積極的に動かかなか
たが計画だけは聞いていたと言っているのである。

要するに道真はエスカレートする対立の中で上皇方の中心人物であつ
たに違いない。ただ道真の性格として熟慮に熟慮を重ね、廢立決行の
急進派を抑制する役割を勤めているうちに、時平方にしてやられたの
であろう。急進派を抑えている中に不測の事態が生じてしまったので
はないか。俊敏な時平が慎重な道真に先制攻撃を加えたのだ。

道真が熟慮して容易に廢立に賛同しなかったのは、一つには道真が
醍醐天皇の人柄を敬愛していたことにもよるのである。道真には、
延喜元年（九〇一年）正月に大宰府に配流されるその前年の秋、九月
十日重陽の節の後朝の詩宴に侍して作った、例の著名な「秋思」の詩
篇がある。それは、こういう詩である。

丞相（道真自身のこと）年を度りて、幾たびか楽しみ思へる

今宵は物に触れて、おのづからに悲し 声寒き絡緯らくい（くつつわ

むし）は風の吹く処

葉の落つる梧桐ことう（あおぎり）は、雨の打つ時

君（醍醐天皇）は春秋に富み、臣（道真）は漸く老いたり

恩は涯岸かきりなくして、報いむこと猶遅し 知らず、この意何れに

にか安んじ慰めむ 酒を飲み、琴を聴き、又詩を詠ぜむ

「君は春秋に富み、臣は漸く老いたり」と詠む、その「秋思」の詩
の裏で、道真が廢立計画を促進していたと想像することは出来難いであ
らう。典型的なマキャベリストなら、その位の仮面も平気をかぶる
かもしれないが、道真はそれ程冷酷な政治的人間ではなかった。そし
て、政治的人間に徹しなかったことが敗者の運命に彼をおとし入れた
としても、それはむしろ詩人の栄光であろう。

稿者は、宇多法皇が歩んで来た政治的運命について、そして、そ
れに係わった道真の不測の境涯について、史家の説くところを長々と
なぞって来た。それは、温子の贈歌に「昔おぼゆる円居まじゆ」とある、そ
の「円居」の中に、極めてシリアスな影を落していた史実の時間の経
緯ではなかったかと思う。それだけに、史実の上では、道真を介して
一度は宇多と結び、また反転して、宇多や道真の機先を制して、宇多
の懇請をもらいずれ、——『扶桑略記』によれば、道真左遷の事起るや、
宇多上皇は仁和寺の本院から内裏に駆けつけ、勅命を撤回させようと

したけれども、時平は内裏の門を嚴重に警固させて行列を通さず、上皇は數物を陣頭に敷いて終日睨めっこをした末、やむなく本院に還御したとある。——道真を失脚させるに至った時平ら撰閑家の、その一員として自らがある温子にしてみれば、その「円居」に加わることは、心情的にも出来難かつたであろう。道真の失脚は結局は、その背後にあつて国政を遠隔操作していた宇多上皇の權威を喪失させることになつたのである。

更に今ひとつ、温子をして、宇多上皇との、その「円居」に身を置くことをためらわせたものは、宇多に対する道真の、配流の後にやつて来た心情的な乖離かいりにあつたのではないかと、稿者は思う。大宰府配流という不測の事件に会う前年の昌泰三年（九〇〇年）八月、道真は菅家の家集三代集を当時16歳という年若い醍醐天皇に献上している。それに続く『菅家後集』かんげこうしゅうは、彼が筑紫在府の二年の後に薨ずるに際して封緘し、盟友の中納言紀長谷雄に送つた詠草であることはよく知られている。ところが、大宰府配流後の詩を集めた、その『菅家後集』には、貞享板本にして46篇、その作品の中には、宇多上皇に関係するものは唯の一編も見当たらないのである。菅家の家集を醍醐に献じたことと言ひ、また、「九月十日」の詩篇が配流の勅命を蒙つた他ならぬ醍醐への思慕を詠じていることを思えば、これはあまりにも異常であ

る。

この異常を推論して目崎氏は次のように言われる。

道真から詩稿を托された長谷雄も宇多上皇の腹心で、反道真派が勝利を謳歌する廟堂に、からくも地位を全うしていた人である。従つて、遺稿をとどけられ道真の思慕の絶妙に天を仰いで感嘆した長谷雄ではあるが、これを世に公開するには慎重な配慮をしたに違ひない。道真の宇多上皇を思慕する詩が仮にあつたとしても、それらが省かれる可能性はここに必ずあつたと思う。しかし、そういう事情で何編かが省かれたとしても、穩すより踴れるは無し、後世何らかの機会にスクープされるもので、説話集などはこの種の裏話に満ちている。だから今一首も伝わらないのは、長谷雄に濡衣を着せるわけにも行かない証拠ではあるまいか。とすれば、道真自身が詩稿の一部を葬つてしまつたものであろうか。それとも道真は自分を救つてくれなかつた上皇を恨んで、上皇に寄せる詩心を無くしてしまつたものであろうか。ともかく大宰府での詩に恩顧を受けた宇多上皇の影さえ映っていないのは、私には大きな謎である。

こうして、目崎氏はその推論の果に至つた「道真の謎」を追つて、彼の大宰府左降の因を究明し、これを要するに、道真の左遷は無実の罪ではなく、政治的対決の敗北であつた。詩人が政治に深入りした時、ミューズの罰が下つたのである。そして、当然のことながら、配流さ

れて政治という憑き物が落ちて後、道真の詩境は格段に飛躍した。
『菅家後集』の作品は日本文学史上の第一等の珠玉であり、私はこの秀作への関心がこれまで余りにも少ないのを、それこそ謎としてもよいと思う。

その謎と言え、先に提出した『菅家後集』に宇多上皇に関する詩が見られないという大きな謎は、この一事で十分に説明がつくであろう。つまり、自分を政治という悪魔の世界に引張りこんだ宇多上皇の思い出は、大宰府の道真にはタブーだったのではあるまいか。それは同時に、彼を配流した醍醐天皇をすこしも恨まなかったという事実を、古来強調された儒教的な「忠臣」讚美とは別の角度から説明することにもなる。悪夢から覚めた人が、夢の中で争った相手を恨むはずはないではないか、と結論されるのである。

宇多法皇をとりまく廷臣のグループの一人に時平の同母弟の忠平がいた。彼は法皇からその文芸の資質をこよなく愛され、その妹の源順子を娶せられるなど、法皇から破格の恩寵を受けていた。道真は、法皇の側近グループの筆頭であって、初めから忠平とは誼よしみを通じており、それは長く続いていた。道真は、撰関家全体から敵視されていた訳では決してなかったのである。忠平は道真が流謫された後も絶えず連絡をとっていた。法皇のところには届かぬ西海避遠の衷情が、忠平の許には届いていたのである。

「昔おぼゆる円居」に、過ぎし盛時の思い出に生きる宇多が、今はその同じ思い出を禁忌の「悪夢」と観念するかつての寵臣から、ついで届くともない玉章を思うて顔の曇る日々もあったのではないか。そのことを哀れと受けとめる心が、自らを宇多を今の失意のときに追いやった撰関家のその一員であるを意識する温子の負い目とも重なって、彼女をして、その「円居」の席に身を置くことをためらわせた。

と同時にそれは、「海とのみ円居の中はなりぬめり」と歌う、その宇多の寂寥を、そして温子の哀れを、それら伊勢に係わるすべての人々の悲しみを自らの悲しみとする伊勢の、己が生を生きゆくためらひであり、嘆きでもあったのである。

法体となった宇多院は、こゝを最後に『伊勢集』冒頭の物語的部分からは姿を消してゆく。そして、物語は、次いで伊勢の産んだ皇子の死を語るのである。(未完)

付記 本稿の成稿に当って、秋山虔氏の『伊勢』(集英社、昭和60年8月刊)及び、片桐洋一氏の『伊勢』(新典社、昭和60年8月刊)から、多くのご教示とご示唆をいただいたのは、先の『伊勢日記私注』(一)(二)(三)(四)の場合と同じである。

高松短期大学研究紀要

第 19 号

平成元年 1 月 31 日 印刷

平成元年 1 月 31 日 発行

編集発行 高松短期大学

〒761-01 高松市春日町960

TEL (0878) 41-3255

FAX (0878) 41-7158

印刷 高東印刷株式会社

高松市東山崎町596番地